

令和8年第6回加賀市教育委員会定例会の議件を次のとおり提出する。

令和8年6月26日

加賀市教育委員会

教育長 松 本 向 貴

1 審議事項

議案第33号 加賀市歴史民俗資料展示検討事業について

2 報告事項

報告第21号 令和8年6月加賀市議会定例会の答弁について

報告第22号 加賀市立学校施設の在り方に関する検討会議 第1回会議の開催について

報告第23号 加賀市小中学校・義務教育学校教職員夏季全体研修会の開催について

報告第24号 加賀市史編集委員会専門部会専門委員の選任について

報告第25号 市指定名勝旧大聖寺藩邸庭園の現状変更について（答申報告）

報告第26号 石川県九谷焼美術館館長の委嘱について

3 その他

加賀市歴史民俗資料展示検討事業

事業の目的

加賀市が所有する歴史民俗資料の保存と効果的な活用について、検討を行うもの。

現在の歴史民俗資料の保存・活用の状況

施設名	主な資料の種類	展示など
歴史民俗収蔵庫 (旧歴史民俗資料館)	民具、文書	収蔵のみ ※研究目的等の閲覧には対応 ※他館への資料貸出には対応
重要有形民俗文化財収蔵庫	民具（白山麓）	収蔵のみ ※研究目的等の閲覧には対応
北前船の里資料館	民具、文書	展観施設として資料を一般公開

事業の概要

1. 事業年度：令和8年度 ※検討状況により継続
2. 事業概要：有識者による検討委員会を設置し、委員による検討を行う。

検討内容

適切な保存場所・保存環境

展示場所、展示の手法

資料の活用方針

検討結果をもとに

今後の資料の公開活用に反映

加賀市歴史民俗資料保存活用検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

加賀市教育委員会

教育長 松 本 向 貴

加賀市歴史民俗資料保存活用検討委員会設置要綱

〔令和 8 年 月 日〕
教育委員会告示第 号

（設置）

第1条 加賀市が所有する歴史民俗資料の保存と効果的な活用について審議するため、加賀市附属機関設置条例(令和4年加賀市条例第1号)第2条第1項及び別表第1項の規定に基づき、加賀市歴史民俗資料保存活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、歴史民俗資料の保存、に展示方法及び教育普及方法など資料の活用に関し、協議、検討、指導及び助言するものとする。

（組織）

第3条 委員会は5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、加賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 歴史民俗資料に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事務の完了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者からの意見の聴取等)

第7条 委員会は、審議のために必要があると認めるときは、行政機関の職員その他関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、歴史民俗資料担当課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

令和 8 年 6 月加賀市議会定例会の答弁について

- I 会期 令和 8 年 6 月 8 日から 6 月 25 日まで
 II 一般質問日 令和 8 年 6 月 18 日および 6 月 19 日
 III 質問及び答弁 下記のとおり

質問者：東野真樹 議員

1 加賀市スポーツセンターの屋根修繕について

現在発生している雨漏りに関して、屋根の大規模修繕に向けた計画について、現時点での考えを問う。

【答弁者】 小林事務局長（担当：地域学び・スポーツ課）

これまでの雨漏りへの対応といたしまして、局所的な応急補修で対応してきましたが、限界があると考えております。

今後の計画として、まず令和 8 年度中に建物全体の詳細な状況把握と最適な改修手法の選定を行います。この調査結果を基に、令和 9 年度には実施設計を行い、具体的な施工計画を策定いたします。そして、令和 10 年度には、屋根改修工事を実施したいと考えております。

質問者：林俊昭 議員

1 山代小学校の整備について

老朽化が進み、とても健全な教育環境とは言えないと推察する。学校統廃合の道筋も見えなくなっている中で、早急に結論を出す必要があると思うが、所見を問う。

【答弁者】 松本教育長（担当：教育総務課）

先の市長提出議案説明の通り、改修等の検討にあたっては、個別の学校における対策のみならず、全体感を持って進めていくこととしております。

具体的には、検討会議の設置と併せ、アンケートなどを実施し、学校施設をめぐる課題や、各校の特色ある学びを、市として共有・発展させていくための課題を構造化し、その解決策として、市内の学校の規模や配置がどうあるべきか見極め、早期に山代小学校についても具体的な案をお示ししたいと考えております。

質問者：福永哲也 議員

1 熊出没の対応について

(1) 登下校時の安全対策について

他県では、熊の出没に備えて市独自の対応基準を策定し、学校が休校などを迅速に判断できる体制を整えている事例がある。独自基準に基づく迅速な判断と運用が、子供たちの安全を担保する上で有効であると考えますが、本市が既に実施している、または今後検討している、小中学校の登下校時における指導や安全対策について方針を問う。

【答弁者】 小林事務局長（担当：学校指導課）

その時々で得られている情報を踏まえてから、学校長が必要な対応措置を判断することとしています。

具体的な対応方法としましては、授業を行わない判断や連絡ツールアプリでの保護者

への注意喚起、集団下校、保護者による児童生徒の送迎などを、地域の実情に応じつつ、また必要に応じて教育委員会と学校で協議しながら、実施いただいています。

今後も、他自治体の事例等も参考に、地域の実情等にあわせながら、児童生徒の登下校を含めた熊出没に係る安全対策に取り組んでまいります。

質問者：荒谷啓一 議員

1 加賀市事業継続評価会（外部評価）について

(1) 芸妓文化・山中節の重要性について

加賀温泉郷としての芸妓文化・山中節の重要性を十分理解されており、さらなる「文化の磨き上げ」を提唱している市長の所見を問う。

【答弁者】 山田市長（担当：文化課）

加賀市の温泉文化として受け継がれてきた芸妓活動や山中節は、いずれも本市が誇る重要な観光・文化資源であると考えております。

これら地域の宝を守り、受け継いでいくためには、多くの人々に知っていただき、興味をもっていただくことが重要であり、そのために、その歴史的価値を磨き上げ、物語性を高め、発信することが必要であると考えております。

こうしたことと併せて、生業としていけるような環境づくりなど、文化振興の観点のみならず、観光誘客・産業振興など様々な観点から、これらの資産を活用し、更なる加賀市の魅力の磨き上げに繋がるよう知恵を絞ってまいります。

2 加賀市立山中温泉地区会館等整備事業について

(1) 山中温泉文化会館・山中児童センターの解体について

山中温泉文化会館と山中児童センターの解体工事に向け準備が進められているが、今後の計画について問う。

【答弁者】 小林事務局長（担当：文化課）

現在、工事設計書の精査および入札契約に向けた事務手続きを進めております。

本事業は、大規模な案件であり、契約締結には議会の議決を経る必要があるため、工事の着手は、9月議会終了後と見込んでおり、計画的に事務を進めてまいります。

2 小・中学校における防犯カメラの整備について

防犯カメラは、不審者侵入の抑止や事故・事件発生時の状況確認などの効果が期待される。

子供たちが安心して学び、保護者が安心して学校へ送り出すことのできる防犯環境の整備に対し、所見を問う。

【答弁者】 小林事務局長（担当：教育総務課）

現場からも要望が寄せられており、死角の監視による不審者侵入の防止や、事案発生時の迅速な対応等において、高い実効性を持つものであると考えています。一方で、日常的な撮影による児童生徒等への心理的圧迫感やプライバシー保護、データ管理のあり方、効果的な活用のための関係機関との事前調整など、よく検討すべき点もございます。

引き続き保護者や学校関係者のご意見もお聞きした上で、防犯カメラの導入の判断を含め、学校における防犯設備の更なる充実やより良い運用の在り方について十分に精査し、必要な対応を実行に移してまいります。

質問者：上田朋和 議員

1 加賀市中央公園テニスコートの改修について

現在1面が使用できない状態となっており、残るコートについても劣化が進んでいる。改修の見通しや今後の整備方針について所見を問う。

あわせて、施設の長寿命化と計画的な維持管理についてどのように考えているのか、所見を問う。

【答弁者】 小林事務局長（担当：地域学び・スポーツ課）

1番コートにつきましては、経年劣化により、安全かつ快適な使用が困難な状況となったことから、本年3月から完全に使用禁止とする措置をとっております。また、管理者からは、3番コートや4番コートについても状態が良くないとの報告を受けており、市教育委員会としてもコートの劣化が進行している現状を重く受け止めているところでございます。

今年度中にテニスコートの長寿命化計画を策定し、令和9年度に改修設計、そして令和10年度には全面改修を実施したいという見通しを持っております。

しかしながら、利用者の皆様がテニスを楽しむ機会を少しでも確保できるよう、全面改修に先立ちまして、まずは使用禁止となっている1番コートの部分修繕を早期に実施したいと考えております。

質問者：若林高 議員

1 加賀市市民水泳プールの利用料金について

75歳以上を高齢者として半額にした理由と、現在の利用者に占める75歳以上の割合を示せ。

また、今後、高齢者割引の年齢を引き下げる予定はないのか、所見を問う。

【答弁者】 小林事務局長（担当：地域学び・スポーツ課）

加賀市体育施設条例の規定に基づき、75歳以上の高齢者の方の利用料金を一般料金の半額と定めており、市民水泳プールにつきましても、本施設のみに異なる規定を設ける特段の理由がないことから、他のスポーツ施設と同様に、本規定を適用しているものでございます。

都度利用や会員利用等複数の利用形態がある中で、具体的な年齢を確認する仕組みとはなっていないものもあるため、75歳以上の利用者の割合について、お示しすることは困難でございます。

今後の高齢者割引の年齢引き下げの予定についてでございますが、現在のところ予定はございません。なお、仮に基準年齢を見直す場合は、本市が保有するすべてのスポーツ施設、さらには他分野の公共施設における減免制度全体との整合性を図る必要があるものと考えております。

質問者：高橋菜見子 議員

1 公益財団法人日本デザイン振興会との連携協定について

(1) 取組内容について

現時点で決まっている取組内容を具体的に示せ。

【答弁者】 小林事務局長（担当：学校指導課）

「加賀市教育ビジョン」のプロジェクト1「自分で考え動く生み出す学校づくり」にお

いて、『デザイン』の思考法も取り入れる」としていることに基づく取り組みの一環で
ございます。

「デザイン」の思考法とは、単に色や形などの見た目をデザインすることのみを指す
のではなく、課題の本質や全体像を見極め、目的に真に対応した創造的な解決策を柔軟
に創出する思考のプロセス、共感や思いやり、「面白がる」ことで想像力を最大限発揮す
る姿勢などをも含むものです。

こういった視点を、授業づくり、空間デザイン等学校環境の改善、地域の方や企業と
も協働した学びの場の創出など、学校での活動全般を通して活かしていくことを検討し
ております。

2 かもまる講座について

(1) かもまる講座の現状について

この講座の目的と周知方法を示せ。また、市民の利用状況は当初の想定に近いかな
かを示せ。

【答弁者】 小林事務局長（担当：地域学び・スポーツ課）

市政・くらし・環境、防災など様々な分野に関して、加賀市のことや市が行う仕事
の内容を、市民の皆さまのもとに出向いてお伝えし、市政への理解や関心を深めていた
くことを目的としている、職員出前講座です。

周知方法につきましては、市ホームページへの掲載、各地区会館への講座一覧表の配
布、市役所やかも丸ステーション、市民会館、消防本部、中央図書館及び山中図書館へ
の講座一覧表の配置を行っています。

利用状況につきましては、近年 4,000 人から 5,000 人台で推移しており、令和 7 年度
には、5,052 人の利用がございました。

質問者：辰川志郎 議員

1 公共施設マネジメントについて

(1) 小学校について

平成 29 年に策定した基本計画を令和 7 年 6 月に廃止している。その後、教育活動や学
校運営上の検証・検討を行っているとのことであるが、今後の具体的な方向性を示せ。

【答弁者】 松本教育長（担当：教育総務課）

「加賀市立学校施設の在り方に関する検討会議」を設置したところであり、アンケート
調査の実施などを通じ、現在の本市における学校施設の課題の構造化と解決策の検討
等を行っていただき、より良い学校施設の在り方の議論を深めてまいります。

今後、概ね 2 ケ月に 1 回程度開催したいと考えており、今年度中には検討会議で一定
の方向性を、令和 9 年度中には、検討会議での議論を踏まえた教育委員会としての計画
を、お示しできればと考えております。

(2) スポーツ施設について

サッカー専用のコートを整備し、利用者を集中させる必要があると考えるが、そのよ
うな計画があるのかどうか問う。

【答弁者】 小林事務局長（担当：地域学び・スポーツ課）

ご要望もいただいております。ニーズの強さについても十分に認識をしています。他方で、
建設するためには、広大な用地の確保が不可欠であり、現在のところ市内に適当な用地
が見当たらない状況でございます。また、建設には概算でも 10 億円から 15 億円の建設
費が必要であり、市全体の財政状況を踏まえなければ判断し難いご提案であることをご

理解いただければと存じます。

今後、スポーツセンターや中央公園テニスコート、中央公園野球場など、多くの市民の皆様が利用されるスポーツ施設の大規模改修なども課題となっており、これらの工事時期や財政負担の平準化等について入念な検討を進めていかなければならない局面にございます。

しかしながら、サッカーをはじめとするスポーツ環境の充実を願う皆様の声は極めて重く受け止めており、まずは既存スポーツ施設の老朽化等の状況を見極め、実現可能性を市においても追求してまいりたいと考えております。

(3) 加賀市市民水泳プールについて

ネーミングライツパートナーとして、いつどのような方法で決めたのか。また、契約期間と金額についても示せ。

【答弁者】 小林事務局長（担当：地域学び・スポーツ課）

本年4月の教育民生委員会でもご報告いたしましたが、本施設の指定管理者であります株式会社エイムから命名権取得の申し入れがあったことを受け、非公募により選定いたしました。

管理運営と命名権を一体的に担うことにより、施設の認知度向上や広報活動の強化が図られ、プロモーションにおける相乗効果が期待できること等から、今回は非公募により選定したものでございます。

契約期間につきましては、指定管理期間に合わせ5年間であり、契約金額につきましては、年額約50万円、5年間の総額にして247万6千円でございます。

質問者：上野清隆 議員

1 高付加価値商品造成・販売事業について

(1) 風傳流槍術の文化財的価値と、調査・記録の必要性について

観光コンテンツとして磨いていくためには、歴史的背景の整理や、将来的な保存、技術継承の在り方をしっかりと記録していくことが不可欠であると考えます。

市として、文化的価値についてどのように認識しているのか。またその保存に向けた調査、記録の必要性をどのように考えているのか、所見を問う。

【答弁者】 小林事務局長（担当：文化課）

関係の資料・文献等が十分に確認できる状態にないこと等から、現段階では、市教育委員会として見解を申し上げることは困難ですが、今後、ご指摘も踏まえまして、保存に向けた調査および記録の必要性を判断してまいりたいと考えております。

2 就学前相談について

(1) 就学前相談においての福祉的視点について

就学前相談において、この福祉的視点をどのように位置づけているのか。また、加賀市の就学前相談が現在どのような流れ、手順で実施されているのかについて示せ。

【答弁者】 松本教育長（担当：学校指導課）

次年度新1年生から中学2年生までの児童生徒及びその保護者のうち、希望する方を対象として、6月から10月ごろにかけて、就学に関する相談を実施しております。

子どもの障害の状態のみに着目して画一的に対応するのではなく、子どもの全体的な発達についてお伺いしつつ、検査・観察による実態把握、就学先及び福祉・医療に関す

る情報提供などを通じて、就学のみならず生活面を含めた総合的な相談を行うこととしております。

就学先については、子どもの状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育支援体制の整備状況、子どもや保護者の意見等をもとに、安心して生活できる就学先について、福祉関係者を含めた実務家・専門家からの意見をいただき、判定しており、子どもや保護者が希望する就学先と異なる判定となる場合もありますので、「どのような支援があればより良い環境で学べるか」の視点を持って保護者と話し合いを行い、最大限に本人及び保護者の意向を尊重しながら合意形成を行った上で就学先を決定することとしております。

(2) 多様な選択肢の説明について

就学前相談では、本人や保護者に対して通常級・通級・特別支援学級・特別支援学校といった多様な選択肢について明確に説明しているのか、当局の所見を問う。

【答弁者】 松本教育長（担当：学校指導課）

通常の学級、通級指導教室による指導、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれにおける具体的な活動内容や、どのような合理的配慮が可能なのかといった情報を、子どもの発達に合わせて、可能な限り将来的な視点も持って説明しております。

また、これらは決して固定的なものではなく、就学後も児童生徒の成長や必要性に応じて、学びの場の見直しが可能であることをあらかじめお伝えし、本人や保護者が安心して選択できるよう努めています。

「加賀市立学校施設の在り方に関する検討会議」第1回会議の開催について

【これまでの経過】

加賀市立学校施設の在り方については、平成29年2月に加賀市教育委員会が策定した基本計画「加賀市立小中学校の規模適正化に向けて」に基づいて進めてきたが、当初の予想よりも児童生徒の減少が著しいことや、GIGAスクール構想による一人一台端末の導入、新型コロナウイルス感染症等の影響などにより、子どもの学習環境と社会情勢が大きく変化したことから、令和7年6月に基本計画を廃止し、概ね5年間については、ごく小規模な学校について、施設の維持を前提として、その学びの良さを更に発展させつつ、教育活動及び学校運営上の困難の解消に向けた検証・検討を行うための期間としており、令和8年6月に検討会議を設置した。

【目 的】

学校施設や児童生徒数の推移などの現状を踏まえ、アンケート調査の実施などを通じ、学校施設における課題を構造化し、議論を深め、学校施設の在り方、配置等についての方向性を定める。

【委員構成】

学識経験者（大学教授）1名、保護者（市PTA連合会）3名、学校関係者（市校長会）3名、地域住民（市まちづくり推進協議会連合会）2名

【所掌事務】

- (1) 教育活動の質の向上に関すること。
- (2) 教育ビジョンに沿った学校施設の在り方に関すること。
- (3) 現在の学校施設の課題の構造化に関すること。
- (4) 実現可能な解決方法(手法)の検討に関すること。
- (5) 学校規模別の効果と課題に関する調査結果の整理及び検証に関すること。
- (6) その他学校施設の在り方・配置等に関し必要な事項

【スケジュール】

○ 第1回会議

日 時：令和8年6月29日（月） 18:30 から

会 場：加賀市市民会館 3階 大ホール

議案予定：(1) 議長等の選出

(2) これまでの経緯、現状について

(3) 議論の方向性について

(4) 今後のスケジュール案

(5) アンケートの実施について

○ 概ね2ヶ月に1回程度開催し、今年度中に検討会議で一定の方向性を定める予定

○ 会議は原則公開

加賀市小中学校・義務教育学校教職員夏季全体研修会の開催について

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 趣　　旨 | 加賀市教育ビジョンの実現に向けて、各プロジェクトについて理解し、一人ひとりが2学期以降、同ビジョンに基づく視点を持って、教育活動の企画立案、授業づくり、対話等を行うことができることを目指す。 |
| 2 | 日　　　時 | 令和8年7月31日（金）　14:00～16:20（受付13:30～） |
| 3 | 会　　　場 | 加賀市立東和中学校 |
| 4 | 参加対象 | <p>加賀市小中学校・義務教育学校教職員</p> <p>○管理職・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・事務職員・再任用教諭(フル)・臨任講師(フル)については、悉皆とする。</p> <p>○講師(上記以外)、その他の教職員は、希望参加とする。</p> |
| 5 | 内　　　容 | <ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクト別での対話 ● ワークショップ ● 教育長より 等 |

加賀市史編集委員会専門部会専門委員の委嘱・任命について

加賀市史編集委員会設置要綱（令和 8 年教育委員会告示第 11 号）第 7 条の規定により、下記のとおり加賀市史編集委員会専門部会専門委員を委嘱または任命する。

記

1 委 員 15 名（別紙名簿のとおり）

2 任 期 委嘱または任命の日から市史編纂事業の完了の日まで

（各専門部会（7 月～8 月頃を予定）の日に委嘱・任命）

○加賀市史編集委員会設置要綱（抜粋）

（専門部会）

第 7 条 編集委員会に、市史の編集に必要な資料の調査、収集及び研究を行うために、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 原始・古代専門部会
- (2) 中世専門部会
- (3) 近世専門部会
- (4) 近代専門部会
- (5) 現代専門部会

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前項の委員以外の専門部会の委員（以下「専門委員」という。）は、学識経験を有する者等のうちから、委員長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 専門部会に部会長を置き、委員長が部会長を指名する。

5 第 4 条第 2 項の規定は専門委員に、第 6 条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は専門部会の会議に準用する。

（身分証明書）

第 8 条 委員及び専門委員は、資料の調査及び収集をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

2 前項に規定する証明書は、別記様式とする。

加賀市史編集委員会専門部会 専門委員名簿（案）

○担当分野・時代順

敬称略

	主な担当分野等	氏名	現職・肩書等
1	原始・古代	森田 喜久男	淑徳大学人文学部教授
2	中世	石田 文一	地方史研究協議会委員
3	中世	垣内 光次郎	元石川県埋蔵文化財センター所長
4	中世	木越 祐馨	加能地域史研究会代表委員
5	中世	瀬戸 薫	かほく市文化財保護審議会会長
6	近世/現代	神尾 千絵	加賀市職員
7	近世	田嶋 正和	あわら市職員・江沼地方史研究会員
8	近世	戸根 比呂子	金沢学院大学准教授
9	近世	中矢 進一	元能美市九谷焼美術館館長
10	近代	太多 誠	能美市史編さん委員
11	近代	本康 宏史	金沢星稜大学特任教授
12	近代	山本 吉次	元金沢大学附属高等学校校長
13	現代	稲村 行真	獅子舞研究家
14	現代	澤出 幸雄	加賀市職員
15	現代	柳井 百合子	加賀市職員

市指定名勝旧大聖寺藩邸庭園の現状変更について（答申報告）

名勝旧大聖寺藩邸庭園の現状変更について、加賀市文化財保護審議会委員より答申がありましたので報告します。

記

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| 1 | 文化財の種別および名勝 | 名勝 旧大聖寺藩邸庭園 |
| 2 | 文化財の所在地 | 加賀市大聖寺八間道地内 |
| 3 | 現状変更の原因 | 環境整備工事 |
| 4 | 現状変更の可否 | 可 |
| 5 | 判断の理由 | 文化財価値の保全に資するため |

令和8年6月9日

加賀市教育委員会
教育長 松本 向貴 様

加賀市文化財保護審議会
会 長 山口 隆治

加賀市文化財の現状変更について（答申）

下記のとおり文化財保護審議会を開催し当該物件について審議した結果、出席委員全員異議なく現状変更することを認めたので、答申します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 令和8年6月9日（火）13時30分～15時 |
| 2. 場 所 | 加賀市市民会館 第13会議室 |
| 3. 出 席 委 員 | 山口隆治、伊林永幸、中村正登、湯尻修平、見附裕史、
山崎幹泰、宮下由美子 |
| 4. 物 件 名 | 旧大聖寺藩邸庭園 |
| 5. 種 別 | 名勝 |
| 6. 物件の所在地 | 加賀市大聖寺八間道地内 |
| 7. 所 有 者 | 宗教法人江沼神社 |
| 8. 判断の理由 | 文化財的価値の保全に資するため |

市指定名勝江沼神社庭園整備工事 工程表

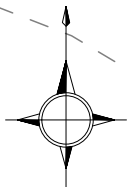
事業名	市指定名勝江沼神社庭園整備工事 その1 その2			工 事 期 間		着 手 完 了		令和 8 年 6 月 1 日	令和 9 年 2 月 末 日		
	月 日		8 年度								
項 目		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. その1工事											
準備工											
浚渫工											
進入路工											
後片付け工											
2. その2工事											
準備工											
庭園部伐採											
神社部伐採											
社殿・藤棚石工											
後片付け工											

浚渫工平面図

S=1:500(A3)

浚渫 数量表

深さ	面積	体積
外周 (0cm厚)	1400m ²	
40cm厚	1000m ²	480m ³
60cm厚	600m ²	160m ³
80cm厚	200m ²	80m ³
100cm厚	80m ²	28m ³
120cm厚	10m ²	9m ³
合計 760m ³		



浚渫工 数量表

名 称	規 格	計 算 式	単位	数 量
仮設	VUφ100、サクションホースφ100		式	1.0
浚渫	強力吸引車10t、25m ³ /日	760.0/25.0 = 30.4	日	31.0
水替	魚等移送含む		式	1.0
撤去			式	1.0
交通誘導警備員B		760.0/25.0 = 30.4	人日	31.0
汚泥処分	比重1.2	760.0*1.2 = 912.0	t	912.0

※ 堆積層は基本すべて撤去とし、池底の粘土層までは取らないこととする。
※ 現場にて浚渫ができないことが判明した部分については現場発生土として処分する。
※ 等高線は想定であり、現地の状況に合わせ監督員の指示に従い作業すること。
※ 監督員及び文化課担当職員と協議・立ち会いのもとで浚渫し、池底の閉め固まった層を確認した時点で吸引を中止すること。

1段階目 A=200m²

2段階目 A=1190m²



令和 7 年度	
工 事 名	江沼神社庭園整備工事その 1
路 線 名	-
節 所	加賀市 大聖寺八間道 地内
図 名	浚渫工平面図
縮 尺	S=1:500 (A3)
図 面 番 号	1/2
加 賀 市	

計画平面図

S=1:500 (A3)

凡例

	伐採する樹木	重機使用および空中特殊伐採
	伐採する樹木	重機使用および一般伐採
	伐採する樹木	空中特殊伐採
	伐採する樹木	一般伐採
	伐根する樹木	一般伐根
	枝打ちする樹木	
	シロフジ移植	既存木の根を移植する

数量集計表

工種	種別	数量	単位	計算式	No.
伐採	重機使用および空中特殊伐採	8	本		43, 46, 49, 52, 54, 55, 74, 181
	重機使用および一般伐採	6	本		29, 35, 36, 37, 66, 94
	空中特殊伐採	5	本		7, 41, 42, 135, 178
	一般伐採	114	本		1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 20, 39, 40, 44, 45, 48, 53, 57, 59, 61, 68, 73, 93, 95, 138, 143, 144, 161 (N=10), 176, 179, 187, 188, 194, 195, 198, 202, 204, 205, 206, 209, 210, 212, 215, 216, 218, 219, 221, 222, 223, 224, 225, 227, 228, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 246, 257, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 270, 271, 275, 277, 278, 279, 280, 281 (N=20), 282, 284, 286, 288, 289, 290
伐採 (外周生垣)		1	式		伐採済みのため処分費のみ計上
伐根	一般伐根	1	本		127
枝打ち	空中特殊枝打ち	5	本		16, 17, 50, 51, 77
シロフジ移植		1	式		

※敷鉄板、大型土のう等の進入路は、別発注の土木一式工事で施工する。

※内訳は別紙数量総括表参照

伐採・枝打ちの方針 (この方針に従い数量計上している)

- 前提条件として、神社ゾーンの木は対象外とする。
- 池より西側のゾーンは、築山および錦城山を見えるようにする方針のもと、巨大化したスダジイ等を伐採する。
ただし、一度に切りすぎると景色を大きく改変してしまう恐れがあるため、空洞化している木や特に景色の支障となる木から優先的に伐採し、途中段階で監督員の確認を受けながら作業すること。
切り株が目立たないよう地面から30cm以下を目安として、監督員との協議のうえ伐採すること。
切り株はチェーンソー等で角をなめらかに取り、自然に調和させること (名古屋城二ノ丸庭園を参考)。
- 池護岸周辺は、護岸石積みが崩れることを防ぐため、伐採する。
ただし、景色として重要な木は、伐採とせず、一部の枝打ちのみとする。どの枝を落とすかは、監督員の確認を受けること。
- 池より南側のゾーンは、樹木が混みすぎているため、広葉樹を伐採する。
- 園路通行上支障となる樹木は、伐採もしくは枝打ちとする。
- 新設水路に干渉する既存樹木は伐根する。
- 重機使用とは25tラフターを想定しており、25tラフターで吊り出すことを想定している。
- No. 74フジの伐採にあたっては、スカイマスター併用のこと。
- 伐採には集木を含む。また、以降の運搬、処分を含む。
- 伐採したあとからひこばえが生えてこないよう、ラウンドアップ除草剤をハケで丁寧に塗ること。決して周りの残す樹木等に影響を及ぼすことがあってはならない。
- シロフジの移植にあたり、樹木医指導のもと以下の各種方策を講じるとともに、土壌改良剤を用い確実に活着させること。
 - 既存の根が近くにあれば残す。
 - 根を切断し別の畑に仮植えし、根を促進させてから現地に植える。
 - シロフジの種を採取し別の畑で育苗させる。

令和 7 年度	
工 事 名	江沼神社庭園整備工事その 2
路 線 名	-
節 所	加賀市 大聖寺八間道 地内
図 名	計画平面図
縮 尺	S=1:500 (A3)
図 面 番 号	1/6
加 賀 市	

石川県九谷焼美術館 館長の委嘱について

次の者に、石川県九谷焼美術館の館長を委嘱しましたので、報告します。

- 1 氏 名 はせがわ たかのり
長谷川 孝 徳 (70 歳)
- 2 期 間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 業務内容 石川県九谷焼美術館の管理運営に係る指導・助言

〔プロフィール〕

(現 職)

一般社団法人 北陸 SDGs 総合研究所理事
 加賀市歴史的風致維持向上協議会副会長
 加賀市能のまち推進協議会副会長
 石川県文化財保護指導員
 その他、国や自治体の歴史や文化関係の委員等

(主な経歴)

石川県立歴史博物館学芸専門員兼石川県文化財専門員
 北陸大学教授

(専 攻)

日本文化史、文化資源学、博物館学